

通信傍受法_アンケート（回答；幸福実現党）

Q 1, アンケートご回答者について

政党または団体名と、ご回答いただいた担当者名・役職をご記入下さい。

（幸福実現党（記入担当；政務調査会 西邑））

Q 2, 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律、盗聴法（通信傍受法）について、どの程度知っていますか。

- 1.よく知っている
- 2.ある程度は知っている
- 3.聞いたことはある
- 4.知らない
- 5.その他（ ）

→2. ある程度は知っている

Q 3, 現在施行されている盗聴法（通信傍受法）について賛成ですか、それとも反対ですか。

- 1.賛成
- 2.どちらかといえば賛成
- 3.反対
- 4.どちらかといえば反対
- 5.その他（ ）
- 6.分からない

→4. どちらかといえば反対

Q 4, 問3で、「賛成」「どちらかといえば賛成」と回答された方にのみお聞きします。

その理由を教えてください。（複数回答可）

- 1.犯罪の摘発に役立つから
- 2.犯罪の抑止力になるから
- 3.欧米各国にある制度だから
- 4.国防を含めた治安維持に役立つから
- 5.インターネット規制に役立つから
- 6.反政府的な思想を取り締まるから
- 7.暴力団など、組織犯罪対策に有効だから
- 8.国際組織犯罪に有効だから
- 9.その他（ ）
- 10.分からない

Q 5, 問3で、「反対」「どちらかといえば反対」と回答された方にのみお聞きします。

その理由を教えてください。（複数回答可）

- 1.犯罪に関係がない通信も聞かれる恐れがあるから
- 2.犯罪の摘発に役立たないから
- 3.警察などに監視される恐れがあるから

- 4.令状を出す裁判所のチェック機能に疑問があるから
5.インターネットが規制されるから 6.反政府的な思想が取り締まられるから
7.暴力団など、組織犯罪対策に有効でないから 8.国際組織犯罪に有効ではないから
9.その他 ()
10.分からない

→1. 犯罪に関係がない通信も聞かれる恐れがあるから

Q 6、盗聴法（通信傍受法）について、普段どう呼んでいますか。

1. 盗聴法
 2. 通信傍受法
 3. 組織犯罪対策法
 4. 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律
 5. 秘聴法
 6. 傍聴法
 7. 自由盗聴法
 8. その他 ()
 9. 特に決めていない
 10. 分からない

→2. 通信傍受法

Q 7、 盗聴法（通信傍受法）について、組織犯罪対策に効果があったと思いますか。

それとも、なかつたと思いますか。

- 1.適正な効果があった 2.効果はあったが、十分ではなかった
3.効果はないが、他の犯罪に効果があった 4.全く効果はなかった
5.その他（ ）
6.分からぬ

→5. その他（通信の傍受を行うことに見合うだけの効果を発揮しているかどうかは、一定の疑問の余地があると考えています。）

Q 8、 盗聴法（通信傍受法）はインターネット（Web・SNS・電子メールなど）、コンピュータ通信が対象に含まれています。このことは、コンピュータ通信にとって、よい影響があったと思いますか。それとも、悪い影響があったと思いますか。

- 1.よい影響があった 2.どちらかといえば、よい影響があった
3.どちらかといえば、悪い影響があった 4.悪い影響があった
5.どちらの影響もなかった
6.その他 ()
7.分からぬ

→6. その他(国民のプライバシーが大きく侵害される部分は拭えないと考えます。)

Q 9, 盗聴法（通信傍受法）第一条には「数人の共謀によって実行される」組織犯罪対策の法律とありますが、数人とは二人以上を指します（衆議院法務委員会(1999[平成 11]年 5 月 21 日)・

法務省の松尾邦弘刑事局長答弁）。このことはご存じですか。

- 1.知っている 2.知らない

→1. 知っている

Q 10, 2016[平成 28]年の改正で追加された盗聴法（通信傍受法）第二条の 4 以下及び第二十条以下では、

通信の暗号・復号と一時的保存の規定が追加されました。

これは盗聴（傍受）対象者が使用する通話・コンピュータ通信の内容を一括して記録し、また通信業者より警察施設に盗聴（傍受）内容を電送し、警察施設での復号・閲覧を可能にするものです。このことはご存じですか。

- 1.知っている 2.知らない

→1. 知っている

Q 11, 盗聴法（通信傍受法）は日本國憲法上、合憲と思いますか。それとも、違憲と思いますか。

- 1.合憲 2.違憲 3.どちらとも言えない
4.その他 ()
5.分からぬ

→3. どちらとも言えない

Q 12, 憲法二十二条にある通信の秘密不可侵についておたずねします。この規定は維持すべきでしょうか、それとも改変すべきでしょうか。

- 1.維持すべきである 2.改憲し、憲法で制限を明記すべきである
3.改憲し、憲法で権利をより強調すべきである
4.改憲し、プライバシー権を創設してその中に統合すべきである
5.その他 ()
6.分からぬ

→5.その他（通信の秘密不可侵については、現行憲法の下で一定のプライバシーが確保されるよう努めるべきと考えます。）

Q 1 3， 盗聴法（通信傍受法）の今後について、どうすれば良いと思いますか。

- 1.盗聴（通信傍受）を拡大すべきである 2.改正前の内容に戻すべきである
- 3.改正前よりさらに盗聴（通信傍受）の制限を厳しくするべきである 4.今のままでよい
- 5. 廃止すべきである 6. その他の
()
- 7.分からない

→6. その他（情報通信の多様化などが進む中、通信が傍受される際は、適正な範囲に留まるよう一定の制限がなされるべきです。）

Q 1 4，問13で、1と回答された方のみお聞きします。盗聴（通信傍受）をどのように拡大すべきか、

具体的に挙げて下さい。（複数回答可）

- 1.ヤミ金を対象にする 2.賭博を対象にする 3.マネー・ロンダリングを対象にする
- 4.テロを対象にする 5.テロ等準備罪（共謀罪）の罪状を一括対象にする
- 6.内乱を対象にする 7.思想犯を対象にする
- 8.個人犯罪を対象にする 9.著作権法違反を対象にする
- 10.諸外国・地域を対象にする
- 11.その他の犯罪を対象にする（
）
- 12.令状で許可される盗聴（通信傍受）期間を延長する
- 13.無令状での盗聴（通信傍受）を可能にする
- 14.盗聴（通信傍受）機器を捜査対象に仕掛けられるようにする
- 15.通信によるやり取りでは無く、会話を直接聴く盗聴（会話傍受）を可能にする
- 16.現在禁止されている、医師、歯科医師、助産師、看護師、弁護士、弁理士、公証人、宗教者の業務に対する盗聴（通信傍受）の全部または一部を解禁する
(一部の対象：
)
- 17.諸外国・地域の諜報機関と連携する
- 18. そ の 他
()

19.分からない

Q 15, 問13で、2と回答された方のみお聞きします。盗聴（通信傍受）をどのように縮小するべきか、具体的に挙げて下さい。なお、7-16は、2016年の法改正で解禁された項目です。（複数回答可）

- 1.薬物犯罪を対象外にする 2.不法出入国を対象外にする
- 3.銃器取り締まりを対象外にする 4.組織犯罪を対象外にする
- 5.別件犯罪の要件を厳しくする 6.別件犯罪を対象外にする
- 7.窃盗・強盗を対象外にする 8.児童ポルノを対象外にする
- 9.振り込めなど、詐欺を対象外にする 10.恐喝を対象外にする
- 11.逮捕・監禁を対象外にする 12.略取・誘拐・人身売買を対象外にする
- 13.放火・殺人・傷害致死を対象外にする 14.爆発物使用を対象外にする
- 15.立会人の義務付けを復活する 16.警察施設での盗聴（通信傍受）をできなくなる
- 17.国会での報告を詳しくする 18.立会人に切断権を設ける
- 19.立会人に通信内容閲覧権を設ける 20.時限立法にする
- 21.違法盗聴の罰則を厳しくする
- 22.令状で許可される盗聴（通信傍受）期間を短縮する
- 23.現在規制外の、携帯電話・スマートフォンなどの位置情報取得を規制する
- 24.警察以外に盗聴（通信傍受）の権限を移す
- 25.その他（ ）
- 26.分からない

Q 16, 2022[令和4]年5月31日、「改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会」の開催が閣議決定されました。共同通信によると、同協議会は被疑者の取調べ可視化の拡大や、また法務省見解として、「通信傍受の対象犯罪の拡大や、司法取引など」を「幅広く話し合う見通し」としています。

盗聴（通信傍受）と取調べ可視化などは連動して議論すべきでしょうか。それとも、個別に議論すべきでしょうか。

- 1.連動して議論すべきである 2.個別に議論すべきである
- 3. そ の 他
- ()
- 4.分からない

→2.個別に議論すべきである

Q 1 7 , 2012[平成 24]年 7 月 3 日に批准した「サイバー犯罪に関する条約」第二十一条では、

「通信内容の傍受」について、「必要な立法その他の措置をとる」と定めています。これについて、どう考えていますか。

- 1.2016 年の法改正で十分である
- 2.2016 年の法改正では不十分なので、さらなる法改正が必要である
- 3.盗聴（通信傍受）を縮小または廃止し、批准はそのままにすべきである
- 4.盗聴（通信傍受）を縮小または廃止し、盗聴法（通信傍受法）に関する条文では、批准を留保または破棄すべきである
- 5.その他 ()
- 6.分からぬ

→5, その他（個人のプライバシーが著しく侵害されるなどといったような事態は容認できませんが、今後も通信傍受のあり方については、その許される範囲を含め検討を進めるべきと考えます。）

Q 1 8 , 同じく、「サイバー犯罪に関する条約」第二十九条では、条約締結国は、コンピュータ・データの保全を他の締結国に要請することができ、「他の条約締結国から要請を受けた場合」「締約国は、要請に応ずるに当たり、双罰性をその保全を行うための条件として要求してはならない」と定めています。

要請国の法で要請可能な罪状ならば、相手国で罪にならない内容でも構わないというものです、これについては、どう考えていますか。

- 1.特に構わない
- 2.要請国に合わせ、自国の法も改正するべきである
- 3.法改正を行わず、盗聴法（通信傍受法）に関する条文では、批准を留保または破棄すべきである
- 4.その他 ()
- 5.分からぬ

→3.法改正を行わず、盗聴法（通信傍受法）に関する条文では、批准を留保または破棄すべきである

Q 1 9 , 諸外国・地域による盗聴（通信傍受）について、どのように対処すべきとお考えですか。

(複数回答可)

- 1.何もしない
- 2.システム暗号化など、セキュリティを強化する
- 3.量子暗号など、防御技術の開発を進める
- 4.対抗して盗聴（通信傍受）を行う
- 5.盗聴（通信傍受）に関する教育を進める
- 6.通信に関わる企業・団体へのチェックを厳しくする
- 7.外交問題として取り上げる
- 8.当該国・地域との通信を遮断する
- 9.コンピュータ・電話によらない通信を利用する
- 10.逆に協力して情報を得る
- 11.その他（）
- 12.分からぬ

→2.システム暗号化など、セキュリティを強化する,
3.量子暗号など、防御技術の開発を進める

Q 2 0, 元 NSA (アメリカ国家安全保障局) 職員のエドワード=スノーデン氏は、NSA が日本を対象にした

盗聴、諜報活動を行っていると告発しました。この告発は、信用できるとお考えでしょうか。
それとも、信用できないとお考えでしょうか。

- 1.信用できる
- 2.信用できない
- 3.どちらともいえない
- 4.分からぬ

→3.どちらともいえない

Q 2 1, NSA などによる日本大使館盗聴疑惑について、日本政府は「日米間でしかるべき実態把握のための

意思疎通を行ったところでございますが、事柄の性質上、その詳細を公で申し上げるのは差し控えさせて

いただきたい」（参議院外交防衛委員会(2019[令和元]年5月9日)・河野太郎外務大臣）と答弁しました。

政府は詳細を公表すべきとお考えでしょうか。それとも、公表すべきでないとお考えでしょうか。

- 1.すぐに公表すべきである
- 2.時期を見て公開すべきである
- 3.将来にわたって公表すべきでない
- 4.分からぬ

→2.時期を見て公開すべきである

Q 2 2, 仮に、諸外国・地域の諜報機関が、盗聴の協力を持ちかけてきた場合、どのように

対応すべきと考えますか。

- 1.応じる 2.状況によっては応じる
- 3.応じない 4.その他（ ）
- 5.分からない

→4. その他（状況を見ながらの判断になるかと存じます。）

Q 2 3, 米国・英国・豪州・カナダ・ニュージーランドによる諜報機関の協力協定、Five Eyes(ファイブ・アイズ)

(UKUSA 協定)についての質問です。2020[令和2]年7月21日、当時の河野太郎防衛大臣が「Five Eyesを

Six Eyesに変える」考えを明らかにしました。Five Eyesへの加盟に賛成でしょうか。それとも、反対でしょうか。

- 1.賛成 2.部分的な協力なら賛成
- 3.反対 4.その他（ ）
- 5.分からない

→1. 賛成

Q 2 4, ロシア（現在はイギリス本社）のセキュリティソフト大手・カスペルスキー製品に対し、

米国やドイツはロシア政府への情報漏洩の危険性があるとして、代替製品利用の勧告を出しました。

日本はどう対応すべきと考えますか。

(複数回答可)

- 1.何もしない 2.危険性に関する調査を行う
- 3.危険性に関する勧告・情報公開を行う 4.省庁・自衛隊など公的機関の利用を制限する
- 5.一般の利用を含め制限する
- 6.その他（ ）
- 7.分からない

→2. 危険性に関する調査を行なう

Q 2 5, 参議院議員通常選挙において、盗聴法（通信傍受法）をどの程度争点にするつもりですか

(立候補の予定がない場合は、争点にすべきと思いますかと読み替えてください)。

- 1.最大の争点にする
- 2.重要な争点の一つにする
- 3.争点の一つにするが、重要ではない
- 4.争点にするつもりはない
- 5.その他 ()
- 6.分からない

→5. その他(問題の一つと認識しておりますが、どの程度重点を置くかは他の争点と比較した上での判断になるかと存じます。)

Q 2 6, その他、盗聴法（通信傍受法）への見解について、これまでのご回答の補足も含め、自由にお書き下さい。2021 年の衆議院議員総選挙以降、見解の変化などがあれば、

併せてお願ひします。

(800 字以内)

改正組織犯罪処罰法（「共謀罪」法）が成立して 5 年となります。同法については、不当に盗聴や逮捕、強制捜査の範囲が広がり、捜査権の濫用、人権侵害が起こる可能性を秘めているものとして問題視しています。改正通信傍受法についても、国民のプライバシーが必要以上に侵害される事態を招くほか、監視国家化の進展に寄与しうるものとして懸念しております。